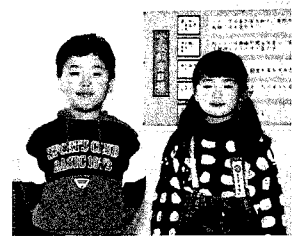


第七回 年金習字・ポスターコンクール  
**白木佑弥君・里奈ちゃん兄妹**  
 そろって特別賞を受賞！

公的年金を広く認識し、より理解していただくため、全国統一に十一月六日から十二日を「年金週間」と定めています。

県では、この事業の一環として『第七回年金習字・ポスターコンクール』を実施したところ、昨年度を大きく上回る一三、三三五点の応募がありました。

その中のポスターの部、小学校低学年の部門において、谷村第二小学校三年生白木佑弥君の、おばあちゃんを描いた作品が山梨日日新聞社賞に、同小学校一年生白木里奈ちゃんの、おじいちゃんを描いた作品が知事賞の栄誉に輝きました。受賞おめでとうございます。



写真左が佑弥君、右が里奈ちゃん

国民年金は、歳をとった時や万が一、障害を負った時などに安心して暮らせるように、国民全員で支え合う制度です。

このコンクールを通して、二一世紀の未来を支える小・中学生の皆さんが、年金制度の役割や大切さをよく考え、年金をより身近に感じていただけたと思います。

ポスターの部 小学校低学年  
 知事賞  
 白木里奈ちゃん(谷一小 一年)



ポスターの部 小学校低学年  
 山梨日日新聞社賞  
 白木佑弥君(谷一小 三年)



Q&A  
**国民年金**

**受給資格期間について**

**Q** 国民年金は昭和36年4月1日から執行されたと聞きますが、その時既に20歳を過ぎていた人はどうなるのでしょうか？私の母は昭和13年生まれなので60歳までの加入期間が40年に足りません。保険料をすべて納めても満額の年金はもらえないのでしょうか？

**A** 生年月日に応じた加入可能年数を満たせば満額もらえます。

国民年金では20歳から60歳までの40年間すべての保険料を納めた時に、満額の老齢基礎年金を受け取れることになっています。

しかし、国民年金がスタートした昭和36年4月1日、昭和16年4月1日以前に生まれた人はその時点で20歳を過ぎていますから、60歳まで加入しても40年の期間を満たすことができません。このためこのままでは満額の年金がもらえなくなってしまいます。

そこで、昭和16年4月1日以前に生まれた人は、特例的に昭和36年4月から60歳になるまでのすべての期間について、保険料を納めていれば満額の年金をもらえるようにしました。この期間の年数は加入可能年数と呼んでおり、それぞれの生年月日によって異なります。(表1参照)

なお、保険料を納めた期間が加入可能年数を満たさないときの年金額は、次のように計算されます。

**(平成11年度における計算式)**

$$\text{老齢基礎年金} = 804,200 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

**表1 加入可能年数**

生 年 月 日	加入可能年数(月数)
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	25年 (300カ月)
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	26年 (312カ月)
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	27年 (324カ月)
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	28年 (336カ月)
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	29年 (348カ月)
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	30年 (360カ月)
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	31年 (372カ月)
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	32年 (384カ月)
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	33年 (396カ月)
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年 (408カ月)
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年 (420カ月)
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年 (432カ月)
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年 (444カ月)
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年 (456カ月)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年 (468カ月)
昭和16年4月2日以降	40年 (480カ月)